



# UNIC Tokyo Dateline UN

March/April 2006 Vol.63

国際連合広報センター

## 国際女性の日 第5回公開フォーラムを開催



【写真・左】(左から) パネリストの永峰好美氏、堀井紀壬子氏、グレンダ・ロバーツ氏 【中央】会場となったウ・タント国際会議場  
【右】基調講演を行う佐藤ギン子氏 ©UNU Photo

「国際女性の日」を記念する国連機関共催の公開フォーラムが2006年3月8日、東京・渋谷のUNハウスで開催されました。第5回となる今フォーラムのテーマは「Women in Decision-Making 女性と意思決定～実り多い社会をめざして～」です。

フォーラムはハンス・ファン・ヒンケル国連大学学長によるアナン国連事務総長のメッセージ代読に始まり、次いで世界の女性政治リーダーの中から、ドイツのメルケル首相、リベリアのサリーフ大統領によるビデオ・メッセージが紹介されました。

基調講演を行った（財）女性労働協会名誉会長を務める佐藤ギン子氏は、旧労働省に勤務した自らの経験を交えながら、日本における女性の地位向上について述べました。佐藤氏は、日本では意思決定レベルに占める女性の割合が低いことを指摘し、女性が継続的に働き続けるには、まず女性のネットワークを作り、さらに男性を取り込んで理解者・サポーターになってもらうよう努力することが重要だと述べました。

続くパネルでは、「女性と市民社会」「女性とビジネス」「女性と学術界」の3分野について、それぞれNPO法人 GEWELL 代表理事の堀井紀壬子氏、(株)プランタン銀座取締役の永峰好美氏、早稲田大学アジア太平洋研究センター教授のグレンダ・ロバーツ氏がプレゼンテーションおよびディスカッションを行いました。女性を取り巻く環境としては、日本の組織の硬直性や決定の遅さ、異なるものを受け容するのに消極的な日本社会のあり方などが挙げられました。その一方、グローバリズムに対応するためには、さまざまな意見を持つ人が必要とされており、女性に限らず外国人も含めた「多様性」が重要なになってくるとの指摘もありました。また、女性が組織の中で働き続けることが社会構造の変革につながるとの意見が印象的でした。

フォーラムの締めくくりには4人の在日女性大使によるビデオ・メッセージが上映され、訪れた約300人の参加者は最後まで熱心に耳を傾けていました。

2005年の世界サミットで、世界の指導者たちは「女性にとっての進展は万人にとっての進展である」と宣言しました。今年の国際女性の日にあたり、この言葉が真実であることを証明する決意を新たにしようではありませんか。

—アナン事務総長メッセージより  
(全文は [www.unic.or.jp](http://www.unic.or.jp))

## INSIDE

国際女性の日・背景資料	
意思決定における女性	2-3
国連人権理事会の設立 Q&A	4-5
寄稿：	
国連グローバル・コンパクトに 川崎市が参加	6
トピックス：	7
ニコール・キッドマンが親善大使に 改革に関する事務総長報告を発表	
UN Gallery :	
「人身取引と世界的な人の移動」展	8

<http://www.unic.or.jp/>

## Women in Decision-Making

## 意思決定における女性

## 女性とビジネス

職における進展は見られるものの、重役ポストが伴わず

\*世界各地で女性の学歴は向上していますが、先進国できえ、ハイレベルの経済的決定に女性はあまり参加できていません。

\*国際労働機関（ILO）が2000年から2002年にかけて行った調査によると、データが入手できた63カ国うち48カ国で、管理職全体に占める女性の割合は20%から40%にすぎませんでした。

\*フィンランド、ノルウェー、デンマーク、エストニア、ギリシア、およびスウェーデンでは、企業役員に占める女性の割合を40%に高めるための割当制が導入されています（フィンランドとノルウェーでは国営企業と株式公開会社、他の国々では民間企業が対象）。

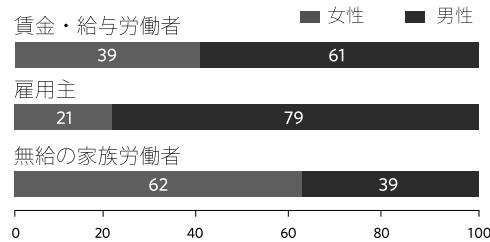
\*先進国では法律、医療、工学などの専門職で女性の進出が進んでいますが、意思決定レベルでの参加はまだ少ない状態です。世界経済フォーラムの2005年『グローバル・ジェンダー・ギャップ調査報告書（Measuring the Global Gender Gap Report）』によると、エール大学法学部女子学生会（Yale Law Women）が卒業生を対象に行った調査では、女性弁護士の数が増えている（25-35%）ものの、法律事務所のパートナーとなっている女性は少ない（5-15%）ことが明らかになっています。

\*全世界で、地位の低い職に就く女性の数は男性を上回っています。また、企業経営者や雇用主の地位にある女性の数は男性を下回っています。

\*国連欧州経済委員会（UNECE）の2001年のデータによれば、オランダ、ノルウェー、フィンランド、カナダなどの先進国できえ、女性雇用主は全体の3分の1に満たない状況です（UNECE統計データベース、<http://w3.unece.org/stat>を参照）。

2006年国際女性の日のテーマは「意思決定における女性の役割」です。役員室や議会、裁判所で、女性の声はどうに反映されているのでしょうか。国際デーにあたって発表されたデータから、女性を取り巻く現状を考えます。

職業地位別全雇用数に占める女性の割合  
1990-2002年（%）



出典：The Millennium Development Goals Report 2005, DPI/2390, p. 16

## 女性と政治

政界への進出は徐々に拡大

\*女性国会議員の割合は史上最高の水準に達し、世界の全議員の16.3%を占めるまでになりましたが、1975年の比率が10.9%だったことを考えれば、増加のペースは緩やかなものにとどまっています。

\*アラブ諸国では、女性議員の割合が特に低く、地域平均で下院議員の8.2%にすぎませんが、それでも過去8年間で見れば倍増しています。これは主として、ジブチ、ヨルダン、イラク、モロッコ、チュニジアなどの国々で各種の定数割当制が導入されたためです。

\*最も大きな進展が見られたアフリカとラテンアメリカでは、女性議員の割合が過去10年間で平均5ポイントも伸びています。ここでも、女性議員定数割当制の導入が効果を上げています。

\*一般的に、国会での女性議員の割合が30%以上になれば、議会の作業に実質的影響を及ぼすために必要な「クリティカル・マス」が形成できると考えられています（右ページ表参照）。

\*立法府への女性の参加率が極めて高い国々には、紛争後の国々が多く含まれています。これら諸国では、女性議員の割合が25%から30%に達しています。ルワンダでは2003年、国会議員に占める女性の割合が48.8%と、世界最高の水準に達しました。



**下院あるいは一院制議会で女性が議員の 30% 以上を占める国々**

(2005 年 12 月 31 日現在)

順位	国名	女性の占める%
1	ルワンダ	48.8
2	スウェーデン	45.3
3	ノルウェー	37.9
4	フィンランド	37.5
5	デンマーク	36.9

108 位 日本 9.0%

出典：列国議会同盟、<http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm> を参照

## 女性とメディア

ジャーナリストは女性、編集者は男性

多くの国々では過去 10 年間、報道機関の初級・中級職に女性が進出してきたものの、意思決定を担当する上級職に女性が占める割合は活字、ラジオ、テレビの従来型報道機関でも、新興の通信、マルチメディア、電子メディア部門でも、極めて低い状態が続いています。

\*国際ジャーナリスト連盟が公表した調査結果では、女性はジャーナリストの 3 分の 1 を占めるようになったものの、女性のメディアの幹部や意思決定者は 3 % にも達していません。

\*女性と意思決定に関する EU データベースによると、2001 年の時点では、ヨーロッパ通信業界の幹部職に女性が占める割合は、わずか 9 % にすぎませんでした。

\*米国のコミュニケーション・リサーチ・アソシエイツ社が発表した『女性とメディアに関するレポート (Media Report to Women)』によれば、2003 年の興行成績で上位 250 本の映画に携わった米国内の制作責任者、プロデューサー、ディレクター、脚本家、撮影監督、編集責任者のうち、女性は 17 % を占めましたが、この割合は 1998 年と変わっていません。興行成績上位 100 本に限ってみると、この割合は 15 % に低下します。2003 年に制作された映画のうち、10 本に 9 本以上が男性監督によるものということです。<http://www.media report towomen.com/statistics.htm> を参照)。

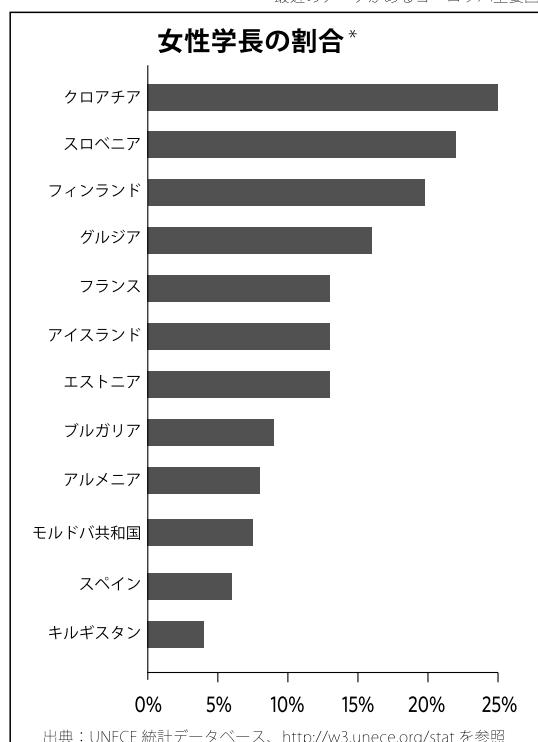
## 女性と学界

大学理事会は平等から程遠く

\*女性大卒者の数は増え、しかもその多くが男性よりも優秀な成績を残しているものの、女性は男性と同じように学界で安定した職に就くことも、研究資金の支給を受けることもできないでいます。

\*しかも、大学学長を含む意思決定責任者に女性が占める割合は極めて低くなっています。例えば、スウェーデンの数字を見ても、女性は国会、政府、公務に多く進出しているにもかかわらず、学長としての存在感は薄くなっています。

\*最近のデータがあるヨーロッパ主要国



2006 年国際女性デー  
<http://www.un.org/events/women/iwd/2006/>



# 国連人権理事会の設立

国連総会は2006年3月15日、人権委員会を格上げした人権理事会の設立決議を賛成170、反対4（米国、イスラエル、マーシャル諸島、パラオ）、棄権3（ベネズエラ、イラン、ベラルーシ）で採択しました。以下は、新たに設立される人権理事会に関する基本情報です。

【写真】世界人権宣言のポスターに見るルーズベルト夫人（1949年）©UN Photo

**Q1** 新しくできる人権理事会のメンバーは何カ国になりますか。

人権委員会のメンバーが53カ国であるのに対し、人権理事会の理事国は47カ国になります。

**Q2** 理事国はどのように選ばれるのですか。

理事国になる資格は、すべての国連加盟国にあります。理事国は個別の直接投票により、総会が絶対過半数（96票）で選出します。議席は各地域に公平となるように配分されています（アフリカグループから13カ国、アジアグループから13カ国、東欧グループから6カ国、ラテンアメリカ・カリブグループから8カ国、西欧・その他諸国グループから7カ国）。新しい人権理事会の理事国は、2006年5月9日に選ばれる予定です。

**Q3** この新しい理事国選出手続きは、人権委員会とどう違いますか。

新しい選出手続きでは、総会メンバーの絶対過半数票が必要とされます。人権委員会メンバーは、経済社会理事会の53の理事国が、出席、投票する国の過半数で選出していました。

**Q4** 理事国に期待されることは何ですか。

理事国を選ぶ際、加盟国は人権の促進と保護に対する候補国の貢献度を考慮します。選出された理事国は、理事会と協力し、人権の促進と保護に関する最高基準をしっかりと守ることを約束します。理事国候補も、人権の促進と保護に関する自主的な誓約書や決意表明書を提出します。人権委員会メンバーに対し、このような期待はありませんでした。

**Q5** 理事会はどのようにして、理事国にこの人権基準を守らせるのですか。

理事国は任期中、新理事会の普遍的審査メカニズムの対象となります。この普遍的な定期審査メカニズムの方法と頻度は、初会期から1年以内に理事会が決定します。

**Q6** 理事国が理事会での権利や特権を停止されることはありますか。

総会は、ある理事国が任期中に重大かつ組織的な人権侵害を継続的に繰り返していると判断する場合、その権利と特権を停止することができます。権利停止の手続きをとるためには、総会で3分の2以上の賛成が必要になります。

**Q7** 理事国の任期は何年ですか。

理事国は3年の任期で選出されます。2期連続して選ばれた場合、すぐ次の年に再選される資格はありません。

**Q8** 人権理事会は国連システムでどのような位置におかれますか。

人権理事会は総会の補助機関となります。これによって、国連加盟国全体に対する直接の説明責任が生まれます。



【写真】人権理事会の設立という歴史的な決定が行われた国連総会議場  
©UN Photo #114265 by D. Berkowit



【写真】決議後に談笑する加盟国代表たち。賛成 170、反対 4、棄権 3 の圧倒的多数で採択された  
©UN Photo #114262 by D. Berkowit

## **Q9 人権理事会はどこで、どれだけの会合を開きますか。**

人権理事会の本部はジュネーブで、1年に3回以上の会期（本会期を含む）を開くことになっていますが、1年の開催期間は合計で10週間以上とされています。人権委員会の会期は年1回の6週間でした。理事会は緊急事態に取り組む会合を招集できるほか、必要に応じ、理事国全体の3分の1から支持を得た上で、ある理事国が要請する場合にも、特別会期を開催できます。

## **Q10 人権委員会のように、NGOなどのオブザーバーも理事会の議事に参加できますか。**

NGO、政府間機関、各国の人権機関、専門機関などのオブザーバーは当初、人権委員会で適用されていたものと同じ取り決めと慣行により、理事会に参加します。

## **Q11 理事が設立されることにより、人権委員会の特別メカニズム（独立専門家、条約機関、特別報告者）の活動には、どのような影響が出ますか。**

移行の際に人権保護の空白が生じないようにするために、理事会は委員会の権限と責任をそのまま引き継ぎます。その上で、理事会初会期から1年以内に、見直しを完了します。この見直しでは、国連人権委員会の人権促進保護小委員会をはじめ、特別の手続きやメカニズムを合理化、強化する方法を検討します。

## **Q12 国連人権高等弁務官と人権理事会との関係はどうなりますか。**

新しい理事会は、高等弁務官事務所の活動に関連する人権委員会の役割と責任を引き継ぎます。

## **Q13 人権理事会の主目的をまとめると、どのようになりますか。**

理事会は、人権に関する対話と協力のための主要な国連フォーラムとなります。活動の焦点は、対話、能力育成、技術支援を通じて、加盟国が人権関連義務を守ることにあります。理事会はまた、人権分野での国際法の一層の発展を目指し、総会に勧告を提出してゆきます。

## **Q14 次のステップは何ですか。**

人権理事会の初代理事国の選挙が2006年5月9日に予定されています。理事会の初会合は同年6月19日となる予定です。



# 国連グローバル・コンパクトに 川崎市が参加



川崎市長・阿部 孝夫



国連グローバル・コンパクトに  
今年1月、川崎市が参加しました。日本からの都市の参加は初めてです。参加にあたっての同市の決意を寄せ  
稿いただきました。

川崎市役所は、「国連グローバル・コンパクト」に参加しました。日本の都市では初めての参加です。皆まとともに、世界的に確立された10原則を支持し、実践してまいります。

グローバル化した世界経済のもとで、都市の持続可能性を追求するとき、企業・市民・行政の協働が必須となっています。アナン事務総長の提唱する「より持続可能な、かつ、包括的な世界経済」の実現は、都市にとっても切実な課題であり、グローバル・コンパクトの理念の共有は、21世紀の持続可能な社会の実現には不可欠なことでしょう。

川崎市は深刻な公害に苦しみ、また産業の空洞化を経験してまいりました。しかし、いま、日本を代表する大手企業の研究開発機関が次々と立地しており、さらに、公害対策や資源循環への取り組みによって得られた、環境技術やものづくり技術など、これまで培ってきた知識・経験が川崎市の大きな強みとなっています。これらの強みを活かし、新産業の育成と、国内外から先端技術分野の産業・研究機関等の誘致を進めるなかで、アジア地域などの環境問題の克服に貢献するとともに、地球規模の環境問題にも貢献する地域として、川崎臨海部の再生を図ってきました。

地域に蓄積されている最も優れたものを磨き上げ、他に対して貢献することが、また地域を発展させ、グッドサイクルにつながります。川崎市の特に臨海部の場



川崎臨海部立地が有する優れた環境技術やものづくり技術を活かし、産業と環境が調和した持続可能な都市モデルを形成するため、国際環境施策を推進します【写真提供・川崎市】

合は、環境技術の集積です。その技術をもって国際貢献し、「環境へのやさしさを世界に広げるまち・かわさき」にしたいと考えます。

そこで、世界的なネットワークを持つ国連環境計画（UNEP）と連携することで国際貢献への道筋をつけました。UNEPの国際会議への参加や「アジア・太平洋エコビジネスフォーラム」を共催するなどの実績を積み重ね、アジアエコ都市連携という新しい枠組づくりにも取り組んでいます。

こうしたなかで、UNEPの推進事業であるグローバル・コンパクトを知り、国際貢献を行う都市の自らのあり方を示すしきみとして注目しました。先行しているメルボルンの取り組みを調べると、企業、NPO、市民と行政がうまく連携していて、本市の進めている「参加と協働のまちづくり」に通じるものがあります。川崎臨海部でNPO産業・環境創造リエゾンセンターとともに取り組んでいる本市の都市再生は、世界にとってもモデルになると確信しております。

UNEPとの連携事業は、本市の新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」のなかで「重点戦略プラン」に指定していて、このたびの国連グローバル・コンパクト参加もプラン実現の着実な一步です。

持続可能な社会を形成するため、川崎市役所自らがグローバル・コンパクトに参加して範を示し、市内企業や市民団体との協働による取り組みをさらに発展させていきたいと考えます。また、今後多くの主体がグローバル・コンパクトに参加し協働することを期待してやみません。

## トピックス@UN

### ◎女優のニコール・キッドマンが親善大使に

国連女性開発基金(UNIFEM)は2006年1月26日、女優のニコール・キッドマン氏を親善大使に任命しました。数々の受賞歴を誇るキッドマン氏は、UNIFEMのプロジェクトが実施されている開発途上国へ足を運ぶなどして、その活動を支援することを約束しました。



【写真】国連女性開発基金(UNIFEM)の親善大使となった女優のニコール・キッドマン氏 ©UN Photo

ニューヨークで開かれた記者会見でキッドマン氏を紹介したノエリーン・ヘイザーUNIFEM事務局長は「ニコールがUNIFEMファミリーの一員になってくれたことを光栄に思います」と語りました。事務局長はさらに、「ニコールの役割は、世界中の女性が直面している緊急課題に対する意識を高め、開発や公正で平和な社会の構築に女性の貢献は欠かせないという、強いメッセージを送ることです」と述べました。

キッドマン氏は、親善大使に任命されたことを「光栄」だとしながら、UNIFEMが取り組む問題の専門家を気取るのではなく、いろいろなことを学び、「極めて現実的で差し迫った問題を明るみに出す手助けをしていきたい」と付け加えました。

アカデミー賞の受賞経験もあるキッドマン氏は、国連本部に詰めかけた記者を前に、次のように述べました。「まずは、スーダン、コンゴ民主共和国、リベリア、アフガニスタン、カンボジアなどを現地視察の候補として考えています」。「特に、女性に対する暴力の蔓延にスポットを当てるに關心があります。UNIFEMは国連信託基金を通して、女性への暴力をなくす努力をしています。私も各地を訪れ、基金が発足させたプロジェクトを視察するつもりです」

昨年主演した映画『ザ・インタープリター』では、国連の通訳を演じたキッドマン氏。今度は、ヨルダンのバスマ王女やケニアのフィービー・アショ元議員とともに、UNIFEM親善大使にも仲間入りすることとなりました。

## トピックス@UN

### ◎改革に関する事務総長報告を発表

アナン事務総長は2006年3月7日、国連事務局の改革案をまとめた事務総長報告『国連への投資：世界的な組織強化を目指して(Investing in the United Nations: For a Stronger Organization Worldwide)』を発表しました。このなかで、「国連はこの10年間に、人権から開発に至るまで、実に幅広い分野で活動を劇的に拡大した」と述べ、国連事務局全体の抜本的な見直しの必要性を訴えました。

同報告書は2005年9月の世界サミットで全ての国連加盟国の指導者から寄せられた要請に応じ、事務総長が必要と感じる措置、および国連全体がその経営資源と人材をよりよく活用できるようにするための措置を提案したものです。事務総長は、「21世紀の具体的な課題に備え、国連の改革に踏み切るチャンスが、今までに訪れたといえる」と述べました。

報告書の提案は、人材、リーダーシップ、情報通信技術(ICT)、サービスの提供に関する23項目にのぼります。「加盟国の資源を賢く使い、その全面的な説明責任を担い、さらに幅広い国際社会の信頼を得ながら、その任務をすべて遂行する体制を整えた国連事務局を作り上げる」ことを目指した取り組みが今後も続きます。

#### 国連改革に関するサイト（英語）

<http://www.un.org/reform/>

#### 事務総長報告の要旨（日本語）

<http://www.unic.or.jp/new/pr06-016-J.htm>

## トピックス@UN ライブラリー

### ◎国連情報アクセス施設ネットワーク

インターネットの発達により、既存の国連寄託図書館ネットワークを超えて、多くの公共・大学図書館などの情報施設で国連文書・統計入手することが可能になっています。その中には、館員が当センターの検索ガイダンスに参加するなど、国連情報に関するレファレンスのスキルアップに努めている図書館もあります。現在、慶應大学三田メディアセンター、アジア経済研究所図書館など、9つの図書館がこの緩やかなネットワークに加わっており、これから全国的、重層的に広がっていくことを願っています。詳細については、<http://www.unic.or.jp/un-ds/index.html>をご覧ください。お問い合わせ：UNドキュメンテーション・サービス

(Tel: 03-5467-1305, Fax: 03-3499-8272)



## 「人身取引と世界的な人の移動」展

国際移住機関（IOM）と国際連合広報センターは、東京・渋谷のUNギャラリーで、「人身取引と世界的な人の移動」展を開催しています。

世界的に広がる人の移動を背景として、人身取引（トラフィッキング）の問題とその対策に焦点を当てつつ、IOMが実施するスマトラ沖地震・津波、パキスタン地震他に対応した支援活動、スーダンの国内避難民帰還支援などを紹介します。

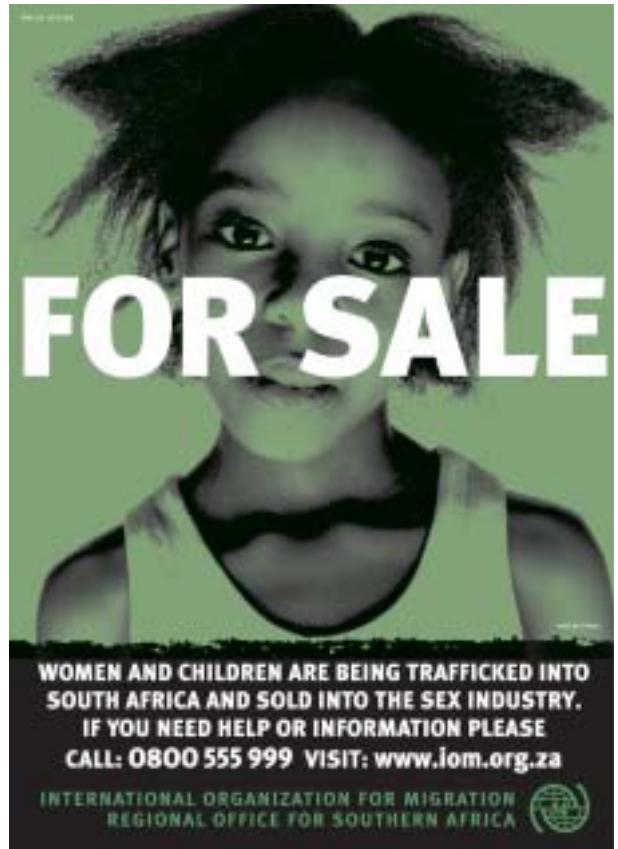
人身取引というと、性的搾取のために若い女性や子どもが国際的に取引されることが一般的にイメージされますが、実際には男性や大人が、強制労働や物乞い、臓器摘出のために犠牲となる場合も見られます。IOMは国際機関としての活動実績をもとに、人身取引の背景としての被害者の出身国の貧困問題、被害者を移動させ搾取する手口、国際的な犯罪ネットワークの存在、アジア地域を含めた国際的な人身取引の実態などの理解を深めてもらえるような展示を行います。

IOMが各国で使用している人身取引対策キャンペーン・ポスター、パンフレットの紹介を始め、東南アジアなど人身取引の被害者が多い国で教育活動に使用しているビデオの日本語吹替版や、各国で作成した人身取引の危険を教えるビデオの上映を行います。また4月19日（水）15-17時に、人身取引問題などをテーマにしたワークショップを行います。

ワークショップの詳細は、  
[http://www.iomjapan.org/news/event\\_005.cfm](http://www.iomjapan.org/news/event_005.cfm)をご覧下さい。



日本の支援でIOMが建設した津波被災者への仮設住居（スリランカ） ©IOM 2005



人身取引対策キャンペーン・ポスター。2005年4月にスタートした同

キャンペーンは、人身取引に関するホットラインの電話番号を広く知らしめた（南アフリカ） ©IOM 2005

### ◆ 「人身取引と世界的な人の移動」展 ◆

期 間： 2006年4月5日（水）～5月10日（水）

午前10時～午後5時30分

\*最終日は午後3時まで

休館日： 土日および5月3～5日（入場無料）

主 催： 国際移住機関（IOM）、

国際連合広報センター

問い合わせ： 国際移住機関（IOM）東京事務所

Tel: 03-3595-2487またはウェブサイト

<http://www.iomjapan.org>



発行：国際連合広報センター

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-53-70 UN ハウス 8階

TEL: 03-5467-4451

FAX: 03-5467-4455

URL: <http://www.unic.or.jp> / E-mail: [unic@untokyo.jp](mailto:unic@untokyo.jp)